

(公印省略)  
令和2年5月15日

保護者 各位

大川市長 倉重 良一  
(子ども未来課)

### 保育施設利用自粛に伴う保育料の軽減について

日頃から、大川市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
先日お伝えしておりました自粛要請期間の保育料の軽減について、自粛要請期間の変更に伴い一部変更がありましたので、再度お知らせします。

#### 1. 減額対象期間

市より自粛要請を行った令和2年4月8日(水)から**令和2年5月23日(土)**

#### 2. 保育料(日割り)の算出方法

月額保育料×(該当月の開所日数－欠席日数)÷25日＝減額後保育料

※上記計算後10円未満は切り捨てとなります。

※欠席日数は、日曜・祝日を除いて計算します。

(例)月額保育料が9,000円の方が、4月の自粛要請期間に10日自粛した場合  
 $9,000円 \times (25日 - 10日) \div 25日 = 5,400円$  (減額後保育料)  
 $9,000円 - 5,400円 = 3,600円$  の減額となります。

#### 3. 保育料の調整または還付

保育料の軽減は、翌々月以降の保育料での調整を原則とします。

翌々月以降の保育料での調整を承諾いただく場合には、保護者の方が行わなければならない手続きはありません。

対象期間の欠席日数を施設が市役所に報告し、軽減後の保育料を算定します。

還付をご希望の場合は、5月末までに市役所子ども未来課までご連絡ください。

※4月分の軽減は、原則として6月分の保育料で調整します。

5月分の軽減は、7月分以降の保育料での調整を予定しています。

#### 【問い合わせ先】

大川市役所子ども未来課子ども育成係

TEL 0944-85-5535 (直通)